

報道関係者各位

鶴岡市及び酒田市の沿岸部を対象とした津波災害警戒区域の指定について

県では、津波による被害を防止するため、「津波防災地域づくりに関する法律」第53条第1項の規定に基づき、鶴岡市及び酒田市の沿岸部を対象に津波災害警戒区域を指定しましたのでお知らせします。

1 指定日

令和2年3月24日（火）

2 津波災害警戒区域（イエローゾーン）について

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、日常生活や経済活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう、避難体制の整備を行う区域です。

区域指定により、ハザードマップの作成等が義務付けられるほか、区域内の学校、病院及び社会福祉施設などの避難促進施設において、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられるなど、津波に対しての避難体制がより強化されます。

なお、津波災害警戒区域は、建築物の建築や開発行為が制限されるものではありません。

※ 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の詳細については、別紙を御覧ください。
また、県ホームページに図面等を掲載しておりますので、以下のURLから御覧ください。

http://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/work_of_tsunamisaigaikeikaikuiki_shitei.html/atct_edit

【問合せ先】

山形県防災くらし安心部防災危機管理課
課長補佐（防災・危機管理担当） 林
電話 023-630-2230
報道監 防災くらし安心部次長
（兼）危機管理広報監 橋本

「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」の指定について

1 取組の概略

「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）」に基づく、「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）の指定について、遊佐町の沿岸部（平成31年3月指定）に続き、鶴岡市及び酒田市の沿岸部（令和2年3月指定）についても指定しました。

津波災害警戒区域とは ・津波災害を防止するために警戒避難体制（ソフト対策）を特に整備すべき区域 ・最大クラスの津波があった場合に浸水が想定される区域（浸水深1cm以上）	これまでの取組み 平成26年度～27年度 津波浸水想定調査の実施 平成28年3月 // 結果の公表 平成28年度 津波浸水想定CG動画の作成 平成29年度 区域に係る指定基準の策定 平成30年度 区域図(素案)の作成 沿岸市町との調整 遊佐町沿岸部の指定(H31年3月) 鶴岡市及び酒田市との調整 // 沿岸部を指定
本県で想定される最大クラスの津波 (マグニチュード7.8 震度7の場合) 鶴岡市由良 12.7m 酒田市酒田港 13.3m 遊佐町吹浦 12.5m	

2 「津波防災地域づくり法」の概要

目的

「津波防災地域づくり法」は、政府、都道府県、市町村が実施する施策を定めるとともに、避難場所の確保等の警戒避難体制を特に整備するなど、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としている。

都道府県の施策として、津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定がある。

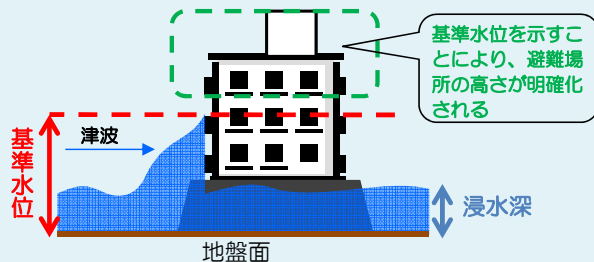
市町村の取組みとしては、津波発生時の情報伝達方法、避難場所等を地域防災計画に定めることや津波ハザードマップを作成することが義務付けられている。

区域の種類

区域名	指定者	区域の説明	義務化される事項
津波災害警戒区域（イエローゾーン）	県知事	津波から「逃げる」ことができるよう避難場所等の確保など、ソフト対策を強化する区域（指定範囲は、浸水深1cm以上）	「3津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の義務化等について」に記載
津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）	県知事	基準水位*2m以上の区域で、津波に対して安全を確保するため、避難促進施設の建築等について規制を設ける区域	避難促進施設（学校・病院・社会福祉施設等）では、 ・床面の高さを当該施設の基準水位以上にすること ・建築物を津波に対して安全な構造すること（技術的基準に適合） ・擁壁の設置など土地の安全上必要な措置をとること
//（レッドゾーン）	市町村長	避難促進施設に加え、住宅等の建築等について規制を設ける区域	住宅等においても、オレンジゾーンにおける学校、病院、社会福祉施設等の措置と同様の措置を講じること

基準水位

* 基準水位
 津波が建物等に衝突した際の津波の水位の上昇（せき上げ）を考慮したもので、地盤面からの高さ（水深）



3 津波災害警戒区域（イエローゾーン）指定後の義務化等について

津波災害警戒区域（イエローゾーン）は、区域の指定により、以下の事項が義務付けられる。なお、建築や土地利用に対する法規制は発生しない。（津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン・レッドゾーン）は法規制あり。）

義務化

市町村

- 地域防災計画に次の津波避難体制に関する事項を記載
 - (ア) 情報伝達方法（防災行政無線、緊急速報メール等）
 - (イ) 避難場所・避難経路
 - (ウ) 津波避難訓練の実施
 - (エ) 避難促進施設（学校・社会福祉施設等）の名称と所在地
- 基準水位を表示した津波ハザードマップの作成

避難促進施設（学校・病院・社会福祉施設等）

- 施設ごとに津波避難確保計画を作成
- 津波避難訓練の実施

宅地建物取引業者

イエローゾーン内の取引対象物件については、その旨を取引相手方に説明する必要がある。

その他

市町村

民間ビルなどを施設管理者の同意を得て避難施設に指定したり、管理協定を締結し、民間施設の避難用部分を管理することができる。

4 鶴岡市及び酒田市の状況

① 対象区域

市名	対象面積	対象地区
鶴岡市	401 ha	湯野浜地区、加茂地区、由良地区、三瀬地区、小堅地区、温海地域の沿岸部
酒田市	1,096 ha	若浜地区、浜田地区、松陵地区、港南地区、琢成地区、西荒瀬地区、飛島地区、宮野浦地区、浜中地区、十坂地区の沿岸部等

② 区域内にある避難促進施設の対象となる施設

市名	学校	病院等	福祉施設	合計	主な施設
鶴岡市	2	9	6	17	湯野浜小学校、加茂水産高校 等
酒田市	0	4	5	9	飛島診療所、保育園 等
合計	2	13	11	26	